

## 優生学運動を通して見る種・国家・親密性

明治学院大学 加藤秀一

本報告では主に 20 世紀前半の日本における優生学運動が恋愛・結婚・生殖といった一群の営みと「社会」や「国家」といった概念とをどのように関係づけたかを概観し、そのことを通じて「親密性」という概念装置の射程を、すなわちそれが人々が社会的秩序を織りなすやり方の把握にどのように資するのか、またどのような難点を抱えるのかを議論するための一助としたい。

近年、「親密性」や「親密圏」といった概念が社会学や政治学等の言説において広く流通するようになった背景には、いわゆる公私二元論に対する批判という問題意識があった。たとえばフェミニズム理論の文脈では、女性の役割として割り当てられた諸活動が単に私的なものとみなされてきたことが批判された。ただしそれは、私的とされてきたものの単なる否定ではなく、そこに含まれる人間相互の関わりを肯定的に見直すために、「私」に代えて「親密性（圏）」や「ケア」といった概念が用いられるようになったのである。他方こうした作業は、「親密性」と対をなす「公共性」という概念の見直しという機運とも結びついてきた。この側面は主に、「公共性」をナショナリスティックな「公」の同義語とみなして滅私奉公を称揚するような言説に対するリベラルな危機意識によって駆動されてきたと言えるだろう。

ここで再確認しておかねばならないのは、公／私にせよ親密／公共にせよ、これらは結局のところ操作的な概念だということである。すなわち社会学者たちが社会秩序を図式化して把握するための用具である。しかも多くの場合——あるいは本質的にと言うべきかもしれないが——それらは社会改良という規範的構想に直結させられた概念であることは明瞭な事実である。もちろん「公」「私」（あるいは「プライバシー」「プライベート」）「親密」「公共」といった語彙自体は自然言語にも含まれてはいるが、たとえば A・ギデンズが“intimacy”という概念を具現するものとして挙げた諸々の行為や制度を、そうした行為や制度を実践する当の人々も同じように概念化していたということは確認されていないように思われる。このことは、それが操作的な概念であることが分析者によって自覚されてさえいれば、歴史記述において必ずしも問題ではないかもしれない。本報告で歴史認識の方法論をめぐる諸問題にこれ以上深く立ち入ることはできないが、いずれにせよ、それとは異なるやり方、すなわち、たとえば性交等の行為をあらかじめ親密性の領域に割り振っておいて非親密性の領域と対比するのではなく、人々がそれをどのように意味づけながら社会的実践を行い、（仮に名付けておこな）親密性の領域とその外部の領域をどのように分節化しているのか、そのありさまをもう一步遡行した視点から記述するというアプローチもあってよいだろう。

本報告では、およそ以上のような見通しに立ちながら、明治末期以降の優生学運動の言説を中心に論じてみたい。そこでは、21 世紀初頭に生活し社会学研究という実践を日常的に営む種類の人間がごく自然に「親密圏」に属するものとみなすような諸々の行為実践、たとえば結婚がそのようにみなされてはいなかった。このことは、「親密圏」という概念を超歴史的に理解するならば、国家の強権による親密圏の侵食・抑圧というように記述することもできるだろう。だが、優生学運動やそれに神話的な結婚論等のテキスト群には、そうした記述にはうまく収まらないものがあるようにも思われる。あらかじめ確立した二つの領域間の境界が踏みこじられているというよりは、それぞれに揺れ動きながら、互いに重なり合いつつ

ずれてもいる種々の自然発生的な二項対立——公／私、官／民、国家／個人、社会／個人、等々——の生成と超克が同時に模索されているという印象があるのだ。そしてしばしばその結節点には「種族」「人種（改良）」「生命」といった（疑似）生物学的な語彙が置かれている。いくつかの具体例をランダムに挙げてみよう（下線部はすべて筆者による）。

「結婚は一生涯に於いては人格の完成であるが、その人の後代においては子孫の改善でなければならない。（中略）人類を完成していく一つの機会ではなくては成らない。この点から見て何人も結婚すべきものであると考えるのは大なる間違いで、結婚して個人および国家に害を与えて居る人がある。結局かくの如き人は遠慮すべきものである。（中略）こういう問題は更に教育にも影響がある。即ち人間はすべての点から見て完全な人はない。必ず個人的色彩のあるものである。而して人間の能率を増進する方法は、その特色を培養し發揮して而して適材を適所に置く事である。人種改善問題はまた個人の特色をよく諒解し、その家族に固定せる特色をよく諒解して、教育の方針を定めていく事も暗示するものである」。（市川源三『性教育概論』（同文館、1922〔大正11〕年）

「結婚生活それ自身は結婚当事者の私的行為とみることが出来る。彼らが愛の生活、幸福な生活を送ると否とによって、直接、社会の人びとは影響されないのである。しかし、二度、子供というものを産出するときは、結婚生活は私的生活の領域を脱して直接、社会と関係することになる。」（戸塚松子『恋愛教育の基本的研究』1924〔大正13〕年）

「文明人なぞと口にはいっても、人間とても所詮は自然の子である生物の一員である。生物の一員である人間が、自然界の法則によって、その種族の盛衰消長には、自然法則に支配されることはゆうまでもない。生物の目的は生くことにある。その本来の種を保存することにあり。日本人は日本人として生きなければならぬ。日本人は日本人の發展を期せなければならぬ。」（池田林儀『東西女性發達史』東京寶文館、1926〔大正15〕年）

「人間が人間本来の使命を果たすためには、結婚は不可避的でありまして、人間が自己の三大使命を遂行すること、即ち、社會的個体として自己の生命を社會の中で保持し、生物として自己の種族の繁栄を図り、更に理性的存在として他の生物に君臨し得るまで自己を修養することは、唯結婚によってのみ十全に行なはれ得るのであります。」（飯野明著『結婚術』東洋堂書店、1932〔昭和7〕年）

以上、現時点の報告要旨では、印象論的な問題提起のみをなしたにとどまる。シンポジウムでは、例示したような識者によるテキストをより精緻に分析することに加え、このようなプロパガンダや「優生結婚相談」のような活動に市井の人々がどのように対応したかという論点も含めて議論したい。